

令和8年8月（令和8年度第5回）
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和8年8月25日(火) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティセンター婦人研修室

3. 出席委員 (15名)

委 員	1番	立迫	直美
委 員	2番	坂口	利邦
委 員	3番	横山	一郎
委 員	4番	内村	綾美
委 員	5番	内村	香織
委 員	6番	山下	昭司
委 員	7番	福田	智浩
委 員	8番	中村	重治
委 員	9番	藤井	勇次
委 員	10番	上名主	辰也
委 員	11番	上高原	正人
委 員	12番	黒江	幹也
委 員	14番	美坂	美智子
委 員	15番	大窪	輝則
会 長	16番	永野	易美

4. 欠席委員

5. 議事録署名委員 2番 坂口 利邦 4番 内村 綾美

6. 議 題

議案第15号	農地法第3条許可申請の件について
議案第16号	農地法第5条許可申請の件について
議案第17号	農業振興地域整備計画変更の件
議案第18号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の 規定による農用地利用集積等促進計画案の件について

7. 協議・報告

1	農地利用集積事業計画の解約について
2	あっせん委員の選任について
3	農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 一松 敬一 次長兼係長 湯地 紀宏 主事 宮本 晴生

10. 閉会

第5回定例総会 会議の概要

【午前10時00分 開会】

事務局	ご起立をお願いいたします。 只今より、令和8年度肝付町農業委員会第5回定例総会を開催いたします。 「一同礼」 御着席ください。 本日の出席委員は15名中15名で、全員出席でございます。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会議規則第15条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして永野会長をお願いいたします。
議長	冒頭、あいさつあり。 それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。 それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。 本日の議事録署名委員は、2番の坂口利邦委員と4番の内村綾美委員をお願いいたします。 本日の議題は、議案第15号から議案第18号まであります。報告協議が1から3番まで、そして、その他となります。 私の業務報告は、今月は特に出会等はありませんでした。 それでは、さっそく議事に入ります。1ページをお開きください。 議案第15号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第15号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。 今月の農地法第3条許可申請は10件の申請です、所有権移転の売買が3件と贈与が4件、交換が3件となっています。売買の3件は、田が6筆で2,826平方メートル、畑が2筆で2,177平方メートルです。贈与の4件は田が2筆で851平方メートル、畑が3筆で1,582平方メートルです。交換の3件は田が4筆で4,636平方メートルという内訳になっています。 整理番号1番は、千葉県〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が前田字〇〇 〇〇番、畑が1筆で864平方メートルです。 整理番号2番は、鹿児島市の〇〇〇〇氏から鹿屋市の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が富山字〇〇 〇〇番〇外1筆、畑が1筆で1,478平方メートルです。 整理番号3番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏との交換で、申請地が宮下字〇〇 〇〇番〇外1筆、田が2筆で2,281平方メートルです。 整理番号4番は、合同会社〇〇〇〇から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への交換で、申請地が宮下字〇〇 〇〇番〇、田が1筆で1,118平方メートルです。 整理番号5番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への交換で、申請地が富山字〇〇 〇〇番〇、田が1筆で1,237平方メートルです。 整理番号6番は、大阪府の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇番〇外1筆、畑が2筆で2,177平方メートルです。 整理番号7番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与で、申請地が岸良字〇〇 〇〇番〇、畑が1筆で433平方メートルです。 整理番号8番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が新富字〇〇 〇〇番〇外3筆、田が4筆で1,731平方メートルです。 整理番号9番は、神奈川県〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇番〇外1筆、田が2筆で1,095平方メートルです。 整理番号10番は、鹿屋市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への贈与

事務局	で、申請地が北方字〇〇 〇〇番〇、畑が1筆で285平方メートルです。 以上で説明を終わります。審議方よろしくお願いします。
議 長	只今、事務局より説明がありましたが、1番から10番まであります。お目通し下さい。10件の申請について一括審議します。異議・意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、議案第15号農地法第3条許可申請の10件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。 つづきまして2ページをお開きください。議案第16号農地法第5条許可申請の件「5-8-8」について、事務局が説明をいたします。
事務局	農地法第5条許可申請の件「5-8-8」について、ご説明いたします。 譲受人が肝付町前田の〇〇〇〇さんです。譲渡人が神奈川県〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇番〇外1筆、地目は畑、面積は668平方メートルです。 転用目的が一般住宅・通路で、現在借家住まいであるが、手狭になったため申請地に持ち家を建築し永住したいとのことから申請が出ています。農地の区分は第1種農地の集落接続施設に該当します。 場所につきましては、〇〇の南側です。配置図については、図のように住宅を建築し、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で、雨水等の処理については水路放流で計画されています。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	はい、「5-8-8」については、2人の委員が現地調査をされています。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、藤井委員。
藤井委員	9番、藤井です。「5-8-8」について現地調査の報告をいたします。 8月20日に、山下委員、私と事務局が2名、申請人と申請代理人で現地調査を行いました。場所は〇〇の南側、〇〇造園の真正面という場所の畑になります。右側の図面を見ていただくと、崖が4メートルあると書いてありますが、家を建てるための下げ幅が、崖の高さの2倍ということで、左の写真を見ていただくと申請地の右側があけてあります。これが崖があるために控えた部分で、今後も畑として使うということでした。その左側に住居と通路部分ができるということです。また、道路側の空いた部分については、今後いろいろ使用する計画があるということで、雨水についても〇〇造園側の道路側溝に流すということで、何ら問題ないかと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「5-8-8」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-8-8」については、許可相当の意見書を付して県に進達するということに決定しました。
議 長	つづきまして3ページをお開きください。 議案第17号農業振興地域整備計画変更の件「変-8-4」について、事務局が説明をいたします。
事務局	農業振興地域整備計画変更の件「変-8-4」について、ご説明いたします。 申請人が肝付町前田の〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町前田字〇〇 〇〇番〇の一部で、地目は畑、面積は1,151㎡のうち500㎡です。用途につきましては一般住宅・車庫で、現在叔父所有の住宅を借りているが、立ち退きを求められており申請地に持ち家を建築し永住したいとのことから申請が出ています。 除外後の農地の区分は第2種農地で市街地近接農地に該当いたします。 場所につきましては〇〇の北側です。 配置図につきましては図のように住宅を建築し、汚水・生活雑排水処理については合併浄化槽で、雨水等の処理については水路放流で計画されています。 また、この案件については令和7年度2月総会で議案としてあげましたが、周囲

事務局	が農用地区域内農地（青地）に囲まれた農地であったため、除外ができず保留となっていた案件になります。今回5年に1回の全体見直しの際に、申請地の周辺を農用地区域内農地から外して外周部とすることで除外の見通しがたったため、議案にあげています。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	はい、「変－8－4」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。はい、山下委員。
山下委員	6番、山下です。「変－8－4」について現地調査の報告をいたします。 8月20日に、藤井委員、私と事務局が2名、農業振興課職員で現地調査を行いました。 場所は先ほど事務局からあったとおり、〇〇の手前になります。周辺は宅地化が進んできているので、転用するにあたり何ら問題ないかと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「変－8－4」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、それでは異議なしということですので、農業振興地域整備計画変更の件「変－8－4」については、許可相当の意見書を付して町に進達するということに決定しました。 つづきまして4ページをお開きください。 議案第18号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案の件」について、令和8年8月集計分を事務局に説明をお願いします。
事務局	議案第18号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案の件」の令和8年8月分につきまして説明いたします。 まず、1番の所有権移転ですが、内之浦地区が田が1件の1筆で935平方メートルです。次に高山地区が田が4件の15筆、12,467平方メートル、畑が1件の8筆で8,384平方メートルで、合計5件の23筆20,851平方メートルです。詳細につきましては、5ページから6ページに掲載しておりますので、お目通し願います。 次に2番の利用権設定です。内之浦地区ですが、新規設定で田が3件の10筆で10,891平方メートル、再設定で田が1件の3筆で3,196平方メートルでした。 高山地区は新規設定が、田が3件の4筆で7,004平方メートル、畑が3件の5筆で8,769平方メートルでした。再設定が、田が5件の6筆で7,818平方メートル、畑が2件の2筆で2,979平方メートルでした。 肝付町の合計ですが、田が12件の20筆で28,909平方メートル、畑が5件の7筆で11,748平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、17件の27筆で40,657平方メートルであります。詳細につきましては、7ページから8ページに掲載してあります。以上、よろしくお願いいたします。
議 長	はい、今月は1番の所有権移転が6件、2番の利用権設定は、内之浦地区が4件、高山地区が13件あります。まずはお目通しのほどお願いいたします。それではまず1番の所有権移転について審議いたしますが、異議・意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、1番の所有権移転の6件については、提案どおり許可することに決定しました。つづきまして、2番の利用権設定について審議いたします。異議・意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということでありますので、利用権設定の17件の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。以上で議案第18号については終わります。

議 長	つづきまして、報告・協議に入ります。9ページをお開きください。報告・協議の1番ですが「農地利用集積事業計画の解約について」7件あります。解約理由は、借り手の都合並びに所有権移転によるものであり、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。
議 長	それでは、合意解約の件について、ご意見等はありませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約について、通知がありました7件分の確認を終わります。 つづきまして、10ページをお開きください。 つぎに報告・協議2番のあっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が8件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。 まずは「あー8-34」について、事務局に説明をお願いします。
事務局	「あー8-34」について説明いたします。 申出人が、肝付町北方の〇〇〇〇さんで、申出希望地が肝付町北方字〇〇 〇〇番〇外1筆で、地目・面積は田が2筆計948平方メートル、あっせんの種類が譲渡・貸付希望で、希望価格については周辺相場、希望期間については要相談となっています。場所につきましては、〇〇振興会内にある田でありまして、〇〇から北へ約200メートル進んだところにある田になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あー8-34」のあっせん委員に、地区委員の上高原委員と黒江委員でお願いします。 つづきまして、「あー8-35」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あー8-35」について説明いたします。 申出人が鹿児島市の〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町北方字〇〇 〇〇番外2筆で、地目・面積は、畑が3筆計2,665平方メートル、あっせんの種類は譲渡または貸付希望です。希望価格については譲渡が10アール当り250,000円、貸付が10アール当り20,000円、貸付の希望期間は3年となっています。場所につきましては、〇〇振興内の奥にある、元樹園地であった畑になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あー8-35」のあっせん委員に、地区委員の黒江委員と上高原委員でお願いします。 つづきまして、「あー8-36」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あー8-36」について説明いたします。 申出人が鹿屋市の〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇番外5筆で、地目・面積は、田が6筆計7,219平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望、希望価格については10アール当り150,000円または一部無償となっています。 場所につきましては、後田〇〇の4筆は、〇〇から東へ約350メートル進んだところにあり、〇〇の2筆は〇〇振興会の西側、旧鉄道線路沿いにある田になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あー8-36」のあっせん委員に、地区委員の私と福田委員でお願いします。 つづきまして、「あー8-37」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あー8-37」について説明いたします。 申出人がいちき串木野市の〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇外7筆で、地目・面積は、畑で8筆計8,384平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望、希望価格については周辺相場となっています。

事務局	場所につきましては、〇〇の西側に6筆固まっている畑と南側に〇〇がありますが、その南側に隣接する畑2筆になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あー8-37」のあっせん委員に、地区委員の藤井委員と福田委員でお願いします。 つづきまして、「あー8-38」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あー8-38」について説明いたします。 申出人が肝付町後田の〇〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町後田字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、畑で1,034平方メートル、あっせんの種類は貸付希望、希望価格については周辺相場、希望期間については要相談となっています。 場所につきましては、〇〇から〇〇振興会に入りますと集落が広がっていますが、そこに隣接する畑になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あー8-38」のあっせん委員に、地区委員の大窪委員と私でおこないます。 つづきまして、「あー8-39」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あー8-39」について説明いたします。 申出人が肝付町新富の〇〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇で、地目・面積は、畑で3,990平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望、希望価格については周辺相場となっています。 場所につきましては、〇〇から南側に約200メートル進んだところにある畑になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あー8-39」のあっせん委員に、地区委員の内村香織委員と横山委員でお願いします。 つづきまして、「あー8-40」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あー8-40」について説明いたします。 申出人が肝付町新富の〇〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇外1筆で、地目・面積は、畑が2筆計で3,155平方メートル、あっせんの種類は譲渡希望、希望価格については周辺相場となっています。 場所につきましては、〇〇の西側になりまして、先ほど説明した「あー8-37」に隣接する畑になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あー8-40」のあっせん委員に、地区委員の福田委員と横山委員でお願いします。 つづきまして、「あー8-41」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あー8-41」について説明いたします。 申出人が鹿屋市の〇〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇番〇外1筆で、地目・面積は、田で2筆計1,021平方メートル、あっせんの種類は譲渡・貸付希望、希望価格については周辺相場、貸付希望期間については5年となっています。 場所につきましては、〇〇ほ場整備区域内にある田になります。 以上、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは「あー8-41」のあっせん委員に、地区委員の横山委員と内村香織委員でお願いします。 以上であっせん申出に係るあっせん委員の選任関係を終わります。 つづきまして、15ページをお開きください。 報告・協議の3番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局が説明します。

事務局	あっせん申出に係る整理について、14ページから20ページに、あっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれ載せております。 その他成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。 あっせん申出の整理につきましては以上です。
議 長	この件に関しまして何かありませんか。はい、大窪委員。
大窪委員	15ページの58番、3881-1から3983-3までの3筆はあっせんが成立しています。
議 長	他にありませんか。はい、上高原委員。
上高原委員	同じく15ページの62番についても、あっせんが成立しております。
議 長	他にありませんか。
	【なしという声あり】
議 長	ないようですので、その他に入りますが、皆さんから何かありませんか。はい、事務局。
事務局	※意向調査、弔慰金の戻入金について説明。
議 長	他にありませんか。無いようですので、今回で任期中最後の総会となります、中村委員と藤井委員におかれましては退任の挨拶をお願いしたいと思います。
	※2名の委員よりあいさつあり。
議 長	に何かありませんか。 無いようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、9月25日(金)の午後開催予定ですのでよろしくお願いいたします。 それでは以上で、8月の定例総会を閉会いたします。

<午前10時48分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和8年8月25日

肝付町農業委員会

会 長 永野 易美

委 員 坂口 利邦

委 員 内村 綾美